

太田市マスコットキャラクター着ぐるみ取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が所有する太田市マスコットキャラクターの着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の使用及び管理に関し、必要な事項を定める。

(着ぐるみの名称)

第2条 着ぐるみの名称は、おおたんとする。

(使用承認申請)

第3条 着ぐるみを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、使用承認申請書(様式第1号)及び使用上の注意事項同意書(様式第2号)(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、市の業務で使用する場合は、申請書等の提出を省略することができる。

(使用承認)

第4条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果について、使用承認・不承認通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があるときは、前項に定める使用承認・不承認通知書に条件を付すことができる。

3 市長は、申請者による着ぐるみの使用が次の各号のいずれかに該当するとき又はそのおそれのあるときは、その使用を承認しない。

(1) 市の品位を傷つけるとき。

(2) 営業活動及び収益事業を目的とするとき。ただし、市の経済振興に寄与すると市長が認めた場合を除く。

(3) 法令又は公序良俗に反するとき。

(4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるとき。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第5号に規定する指定暴力団等及びその構成員が使用するとき又は利益を受けるとき。

(6) 着ぐるみを正しい方法に従って使用しないとき。

(7) その他承認することが不相当であると市長が認めるとき。

(使用料)

第5条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

(承認の取消し)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により着ぐるみの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)による使用が同条第3項各号のいずれかに該当するとき又はそのおそれのあるときは、使用承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、使用承認取消通知書（様式第4号）により当該使用者に通知する。

（使用上の遵守事項）

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを承認された用途にのみ使用し、市長の指示又は条件に従うこと。
- (2) 着ぐるみを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 着ぐるみを着用する者(以下「着用者」という。)は、使用者において確保すること。
- (4) 着ぐるみの使用、運搬及び保管に当たっては、破損、汚損又は紛失を防止するため保管袋等に入れ、取扱いには十分に注意すること。
- (5) 使用場所への運搬及び保管に係る経費負担並びに手段の確保は、使用者が行うこと。
- (6) 使用、運搬及び保管中に着ぐるみを損傷又は滅失したときは、速やかに市長に連絡及び協議のうえ、使用者の責任と負担により当該着ぐるみを補修等必要な措置を行うこと。
- (7) 使用、運搬又は保管中に火気又は水気には近づけないこと。
- (8) 使用後は風通しの良い場所で陰干しの上、十分に乾燥させてから返却すること。
- (9) 着用者に対し着用者として遵守しなければならないことを徹底させること。

2 着用者は、着ぐるみの着用に当たって次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 18歳以上の健康で、着ぐるみを着用し業務を行える者が着用すること。
- (2) 概ね身長が160センチメートルから175センチメートルまでの者が着用すること。
- (3) 着ぐるみの構造を熟知のうえ、着用すること。
- (4) 飲酒して着用しないこと。
- (5) 着用者の肌が直接着ぐるみに触れないよう、長袖、長ズボン、軍手等を着用すること。
- (6) 緊急時を除き、着用している間は声を出さないこと。
- (7) 関係者以外の目に触れるような場所では着脱しないこと。
- (8) 着用時は視界が狭くなり、動きにくくなるため、無理な動作はせず、安全対策として必要に応じ介助者を付ける等、周囲の安全に十分配慮すること。
- (9) 雨天時の屋外並びに火気及び危険物の近辺での着用はしないこと。
- (10) 健康管理に十分注意すること。

（管理の委託）

第8条 市長は、着ぐるみの管理を法人その他の団体（以下「管理受託者」という。）に委託することができる。

2 市長は、前項の規定により着ぐるみの管理を委託する場合は、条件を付すことがで

きる。

(管理)

第9条 管理受託者は、善良な管理のもとに着ぐるみを管理しなければならない。

2 第3条、第4条及び第6条の規定は、市長が着ぐるみの管理を管理受託者に委託する場合について準用する。この場合において、「市長」とあるのは「管理受託者」と読み替えるものとする。

(原状回復)

第10条 管理受託者は、その責めに帰すべき事由により着ぐるみを損傷し、又は滅失したときは、速やかに市長へ報告し、着ぐるみを補修等必要な措置により原状に復さなければならない。

2 前項の規定による原状回復に要する費用は、管理受託者の負担とする。

(免責事項)

第11条 市長及び管理受託者は、着ぐるみの使用承認、使用不承認、使用承認の取消し等により使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対して、一切その責任を負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。